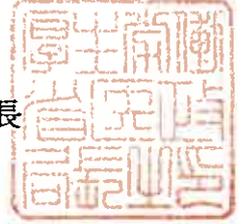


医政発 1014 第 16 号
令和 3 年 10 月 14 日

一般社団法人 日本衛生検査所協会会長 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。

(別添)

3 文科高第 793 号
医政発 1014 第 15 号
令和 3 年 10 月 14 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省 高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省 医政局長
(公 印 省 略)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について (通知)

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号) が別紙のとおり令和 3 年 10 月 14 日に公布され、同日施行された。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これを十分留意するとともに、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1、改正の趣旨

臨床検査技師学校養成所指定規則 (昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「指定規則」という。) 第 2 条は、文部科学大臣及び都道府県知事が行う臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 第 15 条第 1 号に規定する学校又は臨床検査技師養成所の指定に係る基準について定めているところ、当該基準の一つとして、指定規則別表第一に定める教育内容を行うものであることとしており、また、同表中備考欄において、同表に掲げる臨地実習の実施に当たっては、指定規則別表第二に定める臨地実習の内容ごとに実施又は見学させる行為を行うこととしている。

今般、第 204 回国会において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 49 号)が成立し、また、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和 3 年政令第 202 号)及び診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 119 号)が公布され、令和 3 年 10 月 1 日から施行されることにより臨床検査技師の業務範囲が拡大されることに伴い、その養成課程について所要の見直しが必要となることから、厚生労働行政推進調査事業費(厚生労働科学特別研究事業)において、臨床検査技師養成所等における教育内容の見直し等について検討が行われ、報告書がとりまとめられた。

当該報告書においては、指定規則別表第二に定める臨地実習において学生に必ず見学させる行為について、消化管内視鏡検査を追加する等の方向性が示されており、これを踏まえ指定規則について所要の改正を行う。

2、改正の内容

指定規則別表第二を改正し、臨地実習の内容ごとに見学させる行為を改め、その他の実習の項の下欄(見学させる行為の欄)に「消化管内視鏡検査」を加えることとした。

指定規則別表第二に備考を新設し、

- ・ 中欄(実施させる行為の欄)に掲げる行為により得られた検査資料・検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認が必要であること
- ・ 表に掲げる行為の実施や見学に当たっては、患者の同意を得て行うことを加えることとした。

その他所要の改正を行った。

以上

○文部科学省令第四号
厚生労働省令第四号

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第十条第一項の規定に基づき、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

文部科学大臣 末松 信介
厚生労働大臣 後藤 茂之

臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令
臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和四十五年文部省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	
別表第二（第二条関係）	
実習	実施させる行為
生理学的検査に関する実習	標準十二誘導心電図検査 肺機能検査（スパイロメトリー）
見学させる行為	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く。） 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比検査
改 正 前	
別表第二（第二条関係）	
実習	実施させる行為
生理学的検査に関する実習	標準十二誘導心電図検査肺機能検査 （スパイロメトリー） （新設）
見学させる行為	ホルター心電図検査のための検査器具装着 肺機能検査（スパイロメトリーを除く。） 脳波検査 負荷心電図検査 超音波検査（心臓、腹部） 足関節上腕血圧比検査

<p>検体検査に関する実習</p>	<p>血液計数検査 血液塗抹標本作成と鏡検 尿定性検査 血液型検査 培養・Gram染色検査</p>	<p>精度管理（免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査、輸血・移植検査） メンテナンス作業（免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査） 臓器の切り出し及び写真撮影 迅速標本作成及びその報告</p>
<p>その他の実習</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>	<p>検査前の患者への説明（検査手順を含む） チーム医療（栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導） 検体採取 消化管内視鏡検査</p>

備考 一 この表の中欄に掲げる行為により得られた検査試料及び検査結果を診療の用に供する場合は、実習指導者による確認が必要であること。
二 この表の中欄に掲げる行為の実施又はこの表の下欄に掲げる行為の見学は、患者の同意を得て行うこと。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（新設）